

高濃度PCB廃棄物の処分状況について

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサーなどの電気機器等に広く使用されてきましたが、昭和47年に製造が中止されました。現在、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）に基づき対策を進めています。

高濃度PCB廃棄物の種類	処分先	処分期間*
変圧器・コンデンサー	JESCO東京	令和4年3月31日まで
蛍光灯安定器等	JESCO北海道	令和5年3月31日まで

※ 保管事業者と処分先が委託契約を締結する期間

1 変圧器・コンデンサーの処分状況

昨年度末までに、累計約9,200台の処分が完了しました。

なお、処分手続が行われていない1事業者に対しては、法に基づく行政処分も視野に入れた対応を行っていきます。

2 蛍光灯安定器等の処分状況

今年度末をもって処分期間が終了となることから、保管中の事業者に対し、今年度中に処分先と委託契約を締結するよう働きかけていきます。

また、蛍光灯安定器等が使用されている可能性がある建物を対象とした現地調査等を行い、把握漏れがないよう進めていきます。